

第 61 号議案

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

豊後大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

特別職の職員で非常勤のものに対して支給する年額で定める報酬の支給方法を見直したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

豊後大野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年豊後大野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「6月、9月、12月及び翌年の3月の各末日に分割して」を「当該年度の末日までに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いと認めるときは、分割して支給することができる。

別表備考を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。